

平成25年度第2回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成25年7月30日（火）

午前10時30分から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者 (委員) 内山忠明 前田俊房 渡辺雅史 田上侑司 木元武一 杉原政伸

(事務局) 総務部長 渡部敏明

総務部総務課長事務取扱総務部参事 林頭一

総務部総務課情報公開・法務担当主査 松原正和

総務部総務課情報公開・法務担当主事 和田美優 藤田美菜

区民部戸籍住民課長 倉田靖雄

区民部戸籍住民課戸籍係長 前田金男

欠席者 (委員) 吉川豊 山内まり子

1 開会

○総務課長 それでは、本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。本日、吉川委員と山内委員が欠席でございますが、木元委員におきましてはご出席いただけるということでご連絡をいただいているところですが、ちょっと遅れているようでございます。そのほかの委員につきましては、全員ご出席をいただいております。

したがいまして、本日の審議会は審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますこと、まずご報告をいたします。

また、皆様方には、このたび文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員につきましまして、就任をご快諾いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、任期初めての会合でございますので、後ほど会長及び副会長のご選出をお願いすることとなりますが、それまでの間、司会を務めさせていただきます総務課長の林と申します。よろしく願いをいたします。

2 委嘱状の交付

○総務課長 それではまず、運営審議会委員に就任されました皆様に対しまして、成澤区長から委嘱状の交付を行います。私のほうでお名前を読み上げさせていただきますので、恐れ入りますが、その場でご起立の上、区長から直接委嘱状をお受けくださいますようお願いいたします。

初めに、田上委員。

○文京区長 委嘱状、田上侑司様。

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員を委嘱します。

平成25年4月1日、文京区長成澤廣修。

どうぞよろしく願います。

○田上委員 よろしく願います。

○総務課長 木元委員。

○文京区長 委嘱状、木元武一様。

以下同文です。どうぞよろしく願います。

○総務課長 前田委員。

○文京区長 委嘱状、前田俊房様。

どうぞよろしく願います。

○前田委員 よろしくどうぞ。

○総務課長 内山委員。

○文京区長 委嘱状、内山忠明様。

どうぞよろしく願います。

○内山委員 よろしく願います。

○総務課長 渡辺委員。

○文京区長 委嘱状、渡辺雅史様。

どうぞよろしく願います。

○渡辺委員 よろしく願います。

○総務課長 杉原委員。

○文京区長 委嘱状、杉原政伸様。

どうぞよろしく願います。

○総務課長 なお、吉川委員、山内委員につきましては、本日お見えになっておりませんので、別途伝達することとさせていただきますと存じます。

3 区長挨拶

○総務課長 ここで、成澤区長からご挨拶を申し上げます。

○文京区長 皆さん、おはようございます。区長の成澤でございます。

本日は、文京区の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営審議会、新しい任期に当たりまして、再任の方を含めまして、ただいま委員の委嘱をさせていただいたところでございます。

この審議会は、区長の諮問に応じて、情報公開や個人情報保護の制度運営上の問題についてご意見を承る場でございますが、そのほかにも、制度全般について皆様の側から区に対してもご意見をいただく場でもございます。今後ともよろしくどうぞお願い申し上げる次第です。

個人情報の取り扱いについては、一たび不適切な取り扱いがありますと、行政機関や事業者の信用が一瞬にして失墜するという危険性をはらんでいるということでございます。

区では、区民の個人情報の保護に当たりましては、十二分の慎重な対応を行っているところですが、その一方で、災害時の要援護者対応など、必要な情報を必要なところにしっかりと提供していくのも行政の重要な役割となっております。区民参画の一層の推進に向けて、区政情報を適切に公開していくこと、このことも重要でございますし、区政の透明性を一層高めていく必要があるというふうに認識をしているところです。

このたび、国においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法が公布されたことに伴いまして、将来的に本区の関連業務においても大きな影響があるということが予想されておりました。現在、所管において研究、検討を進めているところでございます。今後、制度運営上のさまざまな問題について、皆様方にも諮問を申し上げることになるかと存じております。

また、諮問案件だけではございませんで、この審議会を通して皆様方から個人情報及び情報公開制度について、忌憚のないご意見も頂戴できればというふうに存じておる次第でございます。

今回の審議会の任期の冒頭に当たりまして、一言御挨拶を申し上げ、委員の皆様方には、どうぞくれぐれも制度の趣旨をご理解いただき、ご協力いただくことをお願い申し上げて、ご挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長 それでは、申しわけございませんが、区長はほかに所用がございますのでここで退席をさせていただきます。

○文京区長 失礼します。

(成澤区長が退席)

4 委員・職員の紹介

○総務課長 次に、本日は、今期の初めての顔合わせでございますので、委員の皆様方並びに私ども事務局職員のご紹介をさせていただきます。お手元の名簿をご覧いただきたいと存じます。名簿の記載順にご紹介をさせていただきます。

まず初めに、日本大学教授の内山委員です。

○内山委員 内山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 次に、人権擁護委員の前田委員でございます。

○前田委員 前田でございます。よろしくどうぞ。

○総務課長 次に、区議会代表の渡辺委員です。

○渡辺委員 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 次に、町会代表の田上委員です。

○田上委員 田上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 次に、企業代表の木元委員です。

○木本委員 木元です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 次に、公募委員の杉原委員です。

○杉原委員 杉原です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 なお、ご欠席の方につきましては、労働組合代表の吉川委員、公募委員の山内委員でございます。

次に、事務局でございますけれども、総務部長の渡部でございます。

○総務部長 渡部です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 私は、職員課長の林と申します。よろしくお願いいたします。

次に、総務課の担当職員を御紹介いたします。

担当主査の松原でございます。

○担当主査 松原と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長 担当主事の和田でございます。

○担当主事 和田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく藤田でございます。

○担当主事 藤田と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長 どうぞよろしくお願いいたします。

5 総務部長挨拶

○総務課長 それでは、渡部総務部長からご挨拶を申し上げます。

○総務部長 どうも、このたびはご多忙のところ当審議会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

本区の場合、昭和61年に情報公開制度を開始いたしまして、自治体の中では割と早いほうだったのではないかなというふうに記憶しております。以来、行政情報をできるだけオープンにしようということで取り組んでまいりました。

それから、個人情報の保護ですけれども、情報公開請求があった場合には、原則として個人情報の部分は公開しないと、黒く塗りつぶすということで対応しておりますけれども、情報公開の扱ただけではなくて、役所の内部における個人情報の取り扱いのルールをしっかりと定めよう。

それから、役所は膨大な個人情報を持っておりますけれども、それについて、区民の方が自分の情報をコントロールできるようにしよう。例えば、自分の情報が間違っているといった場合には訂正できる権利、それから、もし役所がルールにのっとった扱いをしていない場合には中止を求める権利、こういったものをしっかりと定めようということで、平成5年に個人情報保護制度をスタートさせたところでございます。

いずれも、区政運営の土台になる部分、非常に重要な制度であるというふうに思っております。適正な運用を図っていかなければいけないと認識しております。

それから、当面の課題ですが、先ほど区長の挨拶にもありましたとおり、今年の5月にマイナンバー法というのが国会で成立いたしました。平成27年10月には、全国民に12桁の番号を通知するというようになっております。それができると、ネット上で自分の納税状況ですとか、保険料の納付状況がわかったり、いろいろな申請をする際に住民票等をつけなくても済むというようなことが想定されておりますが、こうしたサービスの向上という面とあわせて、情報セキュリティの確保であるとか、個人情報の保護といったサービスを支える部分についても、しっかり取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

このマイナンバー制度を含めて、情報公開制度、個人情報保護制度について、委員の皆様から様々な角度からご意見をいただいて、より適切に制度を運用していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

6 正・副会長の選出

○総務課長 次に、次第の6番目でございます、正・副会長の選出でございますけれども、当運営審議会におきましては、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第5条によりまして、正・副会長を互選していただくこととなっております。

まず、会長でございますけれども、いかがいたしましょうか。

○前田委員 前田です。格別ご意見がなければ、内山委員にやっていただければと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長 ただいま、会長に内山委員とのご意見がございましたけれども、そのようにお取り計らいすることよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○総務課長 それでは、会長に内山委員が選出されました。

次に、副会長の選出でございますが、いかがいたしましょうか。

○内山会長 私から言うのもおこがましいのかもしれませんが、前田俊房委員に、従前どおりお願いしたらいかがかというふうに思います。そのように提案させていただきます。

○総務課長 ただいま内山会長のほうから、前田委員ということでお話がございましたけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○総務課長 ありがとうございます。

それでは、副会長に前田委員が選出されました。

それでは、会長、副会長、それぞれの席のほうへお移りをお願いいたします。

(内山会長、前田副会長が会長席、副会長席に移動)

○総務課長 早速ではございますけれども、内山会長にご挨拶をお願いいたします。

○内山会長 会長に選任していただきました内山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

情報公開制度、個人情報保護制度の必要性、重要性、それが誤って運営された場合の危険、その他につきましては、先ほど区長さんないしは総務部長さんからのご挨拶にあったとおりでございますので、屋上屋を架すような部分がございますので重複は避けますが、情報公開制度というのは、言ってみれば主権者である文京区民が文京区の行政を評価するという意味では最

も基本となる制度でございますので、言ってみれば民主主義の根幹にかかわるものでござい
ますし、個人情報保護という制度は、自己情報のコントロール権ないしはプライバシー権の保護
というような意味で、基本的な人権そのものないしはそれに密接にかかわる権利利益というこ
とでございます。

そのようなことについて、文京区でどのように運営するかということが、この審議会で審議
されることでございます。皆様のご協力を得ながら、文京区の2つの制度が適切に運営してま
いれるように微力ながら力を注ぐ所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長 ありがとうございます。

続きまして、前田副会長にご挨拶をお願いいたします。

○前田副会長 前田でございます。

言わずもがな、情報公開とか個人情報保護というのは非常に敏感な部分でして、それぞれの
価値観の違いで違ったアプローチ、結論が出てくるということは十分に考えられると思いま
すので、できたら皆さんここでそれぞれの価値観を示して議論をし、結論を出されるようにし
ていただければと存じておりますし、私もそう努力したいと考えております。よろしくどうぞお
願いいたします。

○総務課長 ありがとうございます。

それでは、進行を内山会長をお願いいたします。

7 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について（事務局説明）

○内山会長 それでは、お手元の次第に基づいて、会の進行をさらに進めてまいります
が、次第の6までが終了したということでございます。7以降について、これから会を進めてま
いりますが、資料の確認等はよろしいですか。

○総務課長 後ほどさせていただきます。

○内山会長 それでは、そのことも含めて、7番、情報公開制度及び個人情報保護制度の概要
について、事務局から御説明をいただくということにいたします。

○総務課長 まず、当運営審議会の会議の公開等について、本日冒頭でございますので確認を
させていただきたいと思えます。

まず、当運営審議会の会議についてでございますが、従来から公開されていまして、傍聴を
認めてございます。今後もこのような取り扱いをしたいと存じております。

また、会議録につきましては、話し言葉等を若干整理させていただいた上で、発言内容をほぼそのままの形でホームページ上で公開しております。今後、この会議録の素案を事務局で整理させていただき、委員の皆様にお示しをいたしましてご確認をいただいた後に、公開をさせていただきたいと思っております。手順といたしましては、各運営審議会の終了後に、会議録の案ができ次第、郵送で皆様にお示しをさせていただきたいと考えてございます。このような取り扱いでよろしくお願いをいたします。

運営につきましては以上でございます。

それでは、文京区の情報公開制度及び個人情報保護制度につきまして説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座らせていただきまして説明をさせていただきます。

まず初めに、あらかじめご送付申し上げます資料につきまして、確認をお願いしたいかと思っております。

資料につきましては、資料第1号といたしまして、5項目の資料、5点ほどございます。資料第1-1号、こちらは当運営審議会の概要についての説明資料となっております、4ページほどのものがございます。

次に、1-2号は、文京区の情報公開制度についての概要を説明するもの、こちらも4ページのものでございます。

資料1-3号は、文京区の個人情報保護制度の概要を説明するものがございます、こちらの資料は7ページのものでございます。

第1-4号につきましては、昨年度の情報公開制度の請求件数及び個人情報開示等の請求件数をまとめたものが、表と裏の1枚の資料となっております。

資料の第1-5号、こちらは過去5年間の情報公開件数等の推移をグラフにお示したものでございます。

資料はよろしいでしょうか。

次に、ただいまの資料とは別に、席上に冊子をご用意してございます。情報公開制度の事務要領、こちらは黄色い冊子で、個人情報保護制度の事務要領につきましては白い冊子でございます。この2点は従来どおりのものがございます。今回、新任の委員につきましては、同じものを1部ずつ別にご用意させていただいております。

そのほか、本日は個人情報保護のハンドブックという冊子をご用意させていただきました。これは、職員の啓発と実務の助けを目的として作成したものでございます。こちら、新任の委員につきましては、参考までにお配りをさせていただいております。

それでは初めに、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会についてのご説明をさせていただきます。資料は第1-1号、こちらをご覧ください。

運営審議会ではありますが、運営審議会の役割といたしましては、条例に基づいて設置されておりまして3点ほどございます。

1点目といたしまして、この運営審議会は、個人情報保護条例の規定により意見を聞くこととされた事項、情報公開制度、個人情報保護制度の運営に関する重要事項につきまして、区長の諮問に応じて審議をし答申をいただくこととなります。

2点目といたしまして、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項につきまして、実施機関に建議を行うことができることとなっております。

3つ目といたしまして、毎年1回、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について御報告を行うこととなっております。

恐れ入ります、次のページをお願いしたいと思います。

こちら、平成18年度以降に諮問をし答申をいただきました事項をまとめたものでございます。個人情報の目的外利用や外部提供を行うケースが多くなっております。

次に、資料の1-2号、文京区の情報公開制度についてのご説明をさせていただきます。

1ページ目になりますけれども、「情報公開制度とは」ということで、区の保有する行政情報を請求に基づいて公開する制度で、公正で民主的な行政の推進のために、区民等の知る権利を保障し、行政の説明責任を果たすための制度でございます。

文京区では、文京区情報公開条例に基づいて情報公開制度を運用しております。文京区の情報公開制度の特徴といたしましては、1つ目にありますとおり、どなたでも公開を請求することができるということ。

3点目にあります、文京区のこのシビックセンターの2階の行政情報センターの窓口で手続きが行えるということ。

次のページ、お願いいたします。

5番のところになりますけれども、公開の可否の決定といたしましては、原則としてその日のうちに即日公開をするということ。

7番目のところになりますけれども、公開の費用につきましては無料ということとなっております。

なお、1ページ前にもう一度お戻りいただきまして、4番目のところになりますが、行政情報は公開をすることが原則となっておりますが、例外として公開できない情報につきまして

条例で規定をしてございます。

恐れ入ります、3ページをお願いいたします。

指定管理者制度の導入に伴いまして、指定管理者の保有する情報につきまして、情報公開が後退することのないよう情報公開条例の規定を整備しております。

また、次の情報提供制度といたしましては、区の基本計画、会議体の議事録、主要事業の進行状況など区政に関する重要な事項につきましては、公表することが義務づけられております。

次の4ページをお願いいたします。

中ほどでございますけれども、文京区情報公開及び個人情報保護審査会についてでございますけれども、この審査会は条例により設置された機関でございます。非公開の決定等に不服がある場合、この審査会に請求を申し出ることができるとなっております。審査会は、審査の結果、公開すべきと判断したときなど申し出の内容に理由があると認めた場合は、実施機関に対して、決定内容の是正、その他の措置を講ずるよう勧告することができるという制度となっております。

次に、文京区の個人情報保護制度についてご説明いたします。資料は1－3号となります。

区では、区民の生活に密着した仕事をしておりますので、区民の個人情報を数多く取り扱っております。個人情報保護制度は、適切な取り扱いによって個人の権利や利益が侵害されないよう、個人情報についての安全を確保するための制度で、文京区個人情報の保護に関する条例によりまして取り扱いの原則や区民の権利が定められています。

この制度は、2つの大きな柱からできておりまして、1つ目が、区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定めるほか、区が保有している個人情報について、本人に情報の開示請求や訂正請求など、自己に関する情報の流れをコントロールする権利があることが定められております。

次に、個人情報についてでありますけれども、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る一切の情報となっております。個人情報のうち、区が職務上保管し、利用するものを保有個人情報として、保有個人情報には、文書、図面、写真、フィルム、磁気ディスク、その他これらに類する媒体に記録されたものがございます。この保有個人情報は、本人からの開示請求等の対象となります。

次のページになります。

個人情報保護制度の目的でございますけれども、個人の権利利益を保護することを目的としております。区の条例で、個人情報コントロール権の保障を定めておりまして、個人情報コン

コントロール権とは、一般に、自分に関してどのような情報が集積されているかを知る権利、また、どのような目的に利用されているかを知り、それを許可するか否かを自分で決める権利として説明されております。従来のプライバシー権が「一人にしてもらう権利」と理解されていたのに対しまして、高度情報化社会を背景として現在では、「自己情報コントロール権」として理解されるようになってきております。区の条例では、個人情報保護制度の目的が基本的人権の擁護であることを明記し、本人が自分の情報に関与する権利を請求権として規定しております。

次の3ページをお願いいたします。

区の条例では、個人情報の収集、保管、利用の各場面での取り扱いのルールを定めております。

まず、収集についてでありますけれども、適法かつ公正な手段により、必要最低限の情報収集することとなっております。また、目的、根拠を明らかにして、本人からの直接収集することを原則としております。

(3) になりますけれども、個人情報を取り扱う業務は、公開することにより、個人情報を取り扱う業務の全てについて、個人情報業務登録簿、またデータベース化したもの、紙情報であっても検索できるように体系的に構成したもの、こちらにつきましては個人情報ファイル簿を設けまして公開をしてございます。

次に、管理の原則についてであります。不要になったら迅速に廃棄すること、漏えい等の事故を防止することとして、区の内部での管理の適正化について定めてございます。

次のページになりますが、(2) 番です。

業務委託するときは、受託者に対しての必要な措置と責務を規定しております。

次に、3のところになりますけれども、利用の原則といたしまして、個人情報は、業務の利用に則して適正かつ合理的に利用しなければならないとしており、目的外利用の制限、外部提供の制限、それと、(3) になりますけれども、電子計算組織への機微情報の記録の禁止、外部結合による個人情報の提供の禁止を定めております。

次に、5ページをお願いいたします。

自己情報コントロール権の保障といたしまして、開示等の請求権と救済の申し出制度についてでございます。

1番目のところにあります、開示等の請求権についてですが、個人情報の本人は自己に関する情報の開示、訂正、削除、利用中止を請求できることとされております。

次に、2番になりますけれども、請求に対する決定については、情報公開制度の請求と同様

に、原則、直ちに即日決定を行うこととするほか、非公開情報を開示するものと同じ結果になるような請求に対しましては、情報の存否を含めて対応を拒否することができるとしております。

次、6 ページの3のところです。

不服申立制度といたしまして、行政不服審査法上の異議申立制度とは別に、情報公開及び個人情報保護審査会に対しまして、救済の申し出ができることとなっております。

次に、罰則についてでありますけれども、国の「行政機関の保有に関する個人情報の保護に関する法律」との整合を図りながら、個人情報の不適切な取り扱いに対する罰則を設けております。

1のところでは、個人情報ファイルの提供、保有個人情報の提供または盗用、次のページになりますが、従事者とその受託業者に対する罰則、権利濫用による個人情報の収集、不正手段による個人情報の開示請求、それぞれにつきまして罰則を定めてございます。

次に、その他の制度といたしましては、4番目でございます、指定管理者に対する特例といたしまして、指定管理者の取り扱う個人情報についても区の個人情報保護制度の中に位置づけております。

次に、資料の1－4号となりますけれども、平成24年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況についてでございます。

平成24年度の行政情報の公開請求件数は、資料1－4号の下の方の合計欄、請求件数といたしまして381件の公開の請求がございました。これの内訳といたしましては、全部公開が147件、一部公開が209件、非公開が25件となっております。

次に、資料1－4号裏面は、個人情報の開示等の請求件数となっております。下の方の合計欄にございますとおり、請求の件数は61件でございます、そのうち全部開示が36件、一部開示が7件、非開示が18件となっております。

資料の最後になりますけれども、資料1－5号は、情報公開の請求及び個人情報開示請求の推移についてを示したものでございます。濃くグラフに示してありますのが、情報公開の請求件数でございますが、こちらにつきましては増加の傾向となっております。若干薄目の棒グラフ、個人情報開示請求件数は、ほぼ横ばいの状況となっております。

説明につきましては以上でございます。

○内山会長 はい、ありがとうございました。

情報公開制度及び個人情報保護制度及び当審議会の運営等について、全般について概略の説

明をいただきました。

既にお手元にお届けしてあるものではございますが、膨大な内容を含むものではございますから、ご質問、ご疑念等があるとは思いますが、まず、この際、質問等があればしていただきたいと存じますが。

よろしいでしょうか。

委員に限らずということではございますが、この制度の運用等についてご質問等があれば、事務局に随時お問い合わせをいただければ、答えられる範囲で答えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第7についての説明はいただいたということにいたします。

8 議事（諮問案件）

諮問第1号 戸籍データ管理システムによる個人情報の外部提供（外部結合）について

○内山会長 その上で、次第8に移らせていただきます。

諮問案件ということで、早速、諮問が区長からあるということではございますので、このことについて説明をいただきます。

○総務課長 説明に入ります前に、お手元の資料についてのご確認をさせていただきます。

資料につきまして、あらかじめご送付させていただいております諮問第1号に関する資料といたしまして、資料の第2号、戸籍副本データ管理システムに係る取り組みをまとめたものではございます。

それから、先ほどお配りしたものが諮問書の写しとなっております。

お手元の資料はよろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号についての説明のために、所管課職員が同席をしてございますので、ご紹介をさせていただきます。

倉田戸籍住民課長でございます。

○戸籍住民課長 倉田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 後ろには、戸籍住民課の前田戸籍係長でございます。

○戸籍係長 前田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 よろしく願いをいたします。

それでは、諮問案件についてのご説明をいたします。

平成25年度諮問第1号 戸籍副本データ管理システムによる個人情報の提供（外部結合）についてであります。

諮問の趣旨を読み上げさせていただきます。

「戸籍法（昭和22年法律第224号）第8条において、戸籍は、正本と副本を設け、正本は市役所等に備え、副本は管轄法務局等が保存するように定められている。戸籍の正本の全部又は一部が滅失したときは、管轄法務局等が保存する副本を基に、その再製又は補完を行うこととなる。

しかし、市役所等と管轄法務局等とは近接しているため、大規模災害が発生した場合は正本と副本が同時に滅失するおそれがあること、副本データの提出は1年ごととされており、正本が滅失した場合に迅速な戸籍の再製が困難となること等から、平成25年3月に戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の一部が改正され、取扱いが変更されることとなった。

現行では、1年ごとに磁気ディスクにより管轄法務局等へ副本データを提出していたところ、変更後においては、管轄法務局等とネットワークで繋がった法務省による戸籍副本データ管理センターのシステムと、市町村の戸籍情報システムをL G W A Nにより接続し、更新があった副本データを毎日送信することとなった。

本件は、文京区個人情報の保護に関する条例第15条の3第1項に規定する外部結合による個人情報の提供に該当するので、同項第2号の規定により、貴審議会のご意見をお伺いしたい。」

以上でございます。

詳細につきましては、所管課長からご説明をいたします。

○戸籍住民課長 それでは、お手元でございます資料第2号に基づきまして、戸籍法の制度の概要についてですがご説明させていただきます。よろしいでしょうか。

まず、1番目の戸籍副本制度と目的でございます。

先ほど、諮問の外部結合についてという諮問の趣旨でご説明させていただきましたが、副本につきましては、管轄法務局がこれを保存すると規定されてございまして、戸籍事務の処理に関する必要な事項につきましては法務省令で定めると規定されてございます。

この副本制度の目的というのは、正本が災害等により滅失したときに、副本及び戸籍諸届出書で調製し、正本を復元し、滅失前のもので変わらないものにするのでございます。

改正戸籍法施行規則第75条で、これまで年1回送付する制度であったものを、電気通信回線を通じて管轄法務局が使用する電子計算機に送信しなければならないということでございます。

2番目に、この送付方法の変更の背景について述べてございます。

平成23年3月11日にございました東日本大震災によりまして、岩手県、宮城県の4市町村で戸籍正本の戸籍コンピューターが被害を受けておりましたが、管轄法務局の副本が無事であったため正本が再製されたということでございます。

ただ、管轄法務局の副本も被害を受けた場合には、再製が困難になり国民の身分関係を公証するという戸籍制度の意義が失われてしまうということを防止するために、送付方法を変更するというものでございまして、3番目、戸籍データの送信方法と法務省の副本データ管理センターの外部結合についてということで、別紙、システム概要をおつけしてございますので、別紙をご覧ください。横版でございます。

左手が市区町村、文京区等になります。真ん中が副本データ管理センターというもので、2カ所と書いてございまして、右側が管轄法務局等ということでございます。

まず、左側にあります市区町村の戸籍情報システム、現在私ども文京区でも戸籍情報システムで戸籍を編製してございますが、毎日届け出等で移動があった場合、戸籍正本から市区町村専用装置というものに副本というもので抽出をいたしまして、それを戸籍副本データ管理センターに送るための統一形式にさらに変換をいたしまして、戸籍副本データ管理センター、こちら2カ所と書いてございますが、東日本地域の市町村は関西地区、西日本地域の市区町村につきましては北海道地区に設置するということでございます。その2カ所の管理センターのほうに情報をお送りして、そちらの管理センターのほうで毎日格納するという形でございます。

これは、毎日届け出等の移動があった分について、副本を作りまして格納するということでございますが、万が一大震災等の規模で正本が使用できなくなった場合は、下の段の左側に再製と書いてございますが、真ん中の副本から再製というところで、市区町村のほうにデータが送られてくるということでございます。通常、災害がない限りは、再製というところで下側の戸籍副本データ管理センターのほうからは送られてくるということにはございません。市区町村のほうから戸籍データ副本管理センターのほうに送るのみという形でございます。

また、すみませんが、1枚目の資料第2号を御参照ください。

4番目に提供する個人情報の範囲というのを記載してございます。

基本事項といたしましては、本籍、筆頭者氏名、名前、生年月日、父母の氏名及び続柄が基本事項となります。それぞれ出生届、婚姻届、死亡届等、それぞれの事項によりましてそれぞれに必要な、出生事項の場合は生まれた日、生まれた場所、届出人等の資格等などの情報を、先ほど言いました戸籍副本データ管理センターに送るというものでございます。

文京区での実施予定につきましては、平成26年1月ということでございます。これは、平成25年度中に実施をなさいたいという、法務省のほうからのスケジュールが来てございまして、文京区では平成26年1月に予定をしております。

以上でございます。

○内山会長 ということ、ご説明をいただいたということになるのですが、このことについて、さらにご質問等をまずいただいた上で、さらにご意見もいただくということにいたします。

○前田委員 ちょっと私のほうから、基本的な知識から。

○内山会長 はい、お願いします。

○前田委員 まず、諮問第1号の諮問事項の諮問の趣旨の2なのですが、これ、諮問の趣旨の1行目、「戸籍法第8条において、戸籍は、正本と副本を設け、正本は市役所等に備え、副本は管轄法務局等が保存するよう定められている」と、この「等」が入っているのですが、この「等」、非常に微妙なだけけれども。ところが、資料の第2号では、戸籍法第8条第1項には「(戸籍は正本と副本を設ける)」、同条第2項には「正本はこれを市役所に備え、副本は管轄法務局がこれを保存する」となっているのですよ。「等」が入っていないのだけれども、どちらが法律としては正しいのですかね。

これ、考え方によっては、「等」の中に法務省が入っているかもしれないよというそんな考え方ができれば、全然話は違ってくるのだけれども。

○戸籍住民課長 戸籍法の中では、市役所または町村役場に備え、副本は管轄法務局もしくは地方法務局と、またはその支局が保存するというので、管轄法務局等というのは、例えば地方法務局またはその支局という意味合いでございます。

ちょっとこちらのほうでは、私どもの資料第2号では「等」をちょっとつけました。申しわけございません。

○前田委員 これ、きちんと直したほうがいいと思いますね。法律家の解釈からすると、この「等」というのは、いわゆる市役所と同等のことを言うのか、またその他なのか。管轄法務局等も、法務局と同等なのか、それにつながるところなのかって考えると、それをちょっと拡張した解釈になると、法務省は法務局の上じゃないですか。ならば、諮問の趣旨としても、何条でしたかね、第15条の3の1号に当たるのか、2号に当たるのかが違ってくるので、ということ、はい。

○戸籍住民課長 申しわけございません。

○前田委員 ということは、「等」というのは入っていないわけですね、本来の条文にはね。

○戸籍住民課長 条文には、正式名称が載っているという形になってございます。

○前田委員 はい、了解。

○内山会長 今言った市役所、村役場も含むのでしょうけれども、区役所はその中には入っていないのですよね。区役所は市役所と同等の義務を行うという別の法律の条文に書いてあるので、区役所は市役所と同等の格付で同じような仕事をしていると。ですから、市役所等の中には区役所が入っているということですよ。

○戸籍住民課長 戸籍法の第4条で、区への準用というのがございまして、都の区がある区域においては、この法律中の市、市長及び市役所に関する規定はこれを準用するという規定が、戸籍法の第4条に。

○内山会長 そうですよ。だから、準用されているということですから、「等」という中に入ってもいいということ。

○前田委員 はい、了解。

○内山会長 ありがとうございます。

私のほうからも、既に承知だろうというふうに言われるかもしれませんが、資料第2の裏側のシステム概要という絵の部分ですけれども、LGWANというのと、法務省NWというのが矢印の間にあるのですけれども、恐らく情報伝達のための制度、システムだと思いますけれども、LGWANというのは即答できますか。

○戸籍住民課長 総合行政ネットワークというものの略でございます。

○内山会長 そうですよ。それで、それは前からここで委員を拝命しているので承知していただのですが、法務省のNWというのは、私は初耳なのですけれども、これは何のことでしょうか。

○戸籍住民課長 法務省のネットワークのシステムでございまして、これは法務省……申しわけございません。法務省WANというのは、登記所等がございまして、そういう公の部分とのやりとりをするネットワークのことでございまして、法務省の業務システムのネットワーク最適化計画というのが2012年8月に法務省の情報化推進会議で決定されておまして、その中で使っているネットワークシステムでございます。

○内山会長 つまり、法務省のほうは法務省独自のネットワークのシステムがあって、それを使っていると。それから、もう一つのLGWANというほうは、この戸籍だけではなくて行政事務全般について、必要なものについてはこのシステムを使って情報伝達を行っている、ということですよ。

○戸籍住民課長 はい、住基法上もこちらのほうでやってございます。

○内山会長 それからもう一つは、これは個人情報保護制度事務要領という、お手元に皆さんあると思いますけれども、その64ページ、これが本日の諮問についての関連条文ということで、すけれども、15条の3の第1項1号で、外部結合により個人保有情報を提供することについて、法律または条例に定めがあるときは制限を外すというのが、15条の3の意味だと思いたすけれども、法務省令に基づいてこのような情報伝達をするというふうなことになりますと、普通に読めば、法律に基づいて定めがあってその制度を利用するということになれば、15条の3の1項1号を見ると、もともと当審議会の同意は要らないようにも思えるのですが、解説のところを見ますと、65ページの下から3分の1ぐらいのところであって、第1号関係で、法律または条例というのは、ここでは法律または条例に限定していると。政令、省令、規則はその限りにあらずと書いてありますので、法律に委任されて定められている省令であっても、審議会の意見を聞かなければいけないという解釈で文京区はやっているということですね。

それはそうなのですけれども、普通に読めば、法律に委任されて制定されている省令、規則ですけれども、それは普通は法律と同じ効力を持つので、15条の3の1項1号だけを読めば、解説を読まなければ、同意は要らないというふうな解釈もできないわけではないと思いたすけれども、文京区ではその点さらに慎重に、法律というのは明文の法律だけのことで、法律に基づいて制定された規則ですとか、条例に基づいて制定された規則の場合には、この限りにあらずということになっている、そういう解釈だということでございますね。

すみません、確認はしましたけれども。

○総務部長 この条文を入れたのが平成14年か15年だったと思うのですが、当時、私、担当の課長しております、ほかの目的外利用ですとか外部提供のところは、法令に定めがあればいいよという規定をしているのですが、この外部結合につきましては、個人情報のデータベースを通信回線で外でつなぐということで、本当に万が一があってはいけないということで、ほかの規定よりはより厳しく、法律か条例で定めた場合は構わないと。それ以外でやる場合には、たとえその省令とか政令で規定があったとしても審議会のほうにお諮りをすると、そういうふうにしようということで規定をしたものでございます。

ですから、今、会長がおっしゃったとおりの解釈です。

○内山会長 非常に慎重な手続をしているということですね。

○前田委員 ただ、会長がおっしゃったのは、一つ微妙なのは、委任という言葉が大事で、法律に委任を受けた省令と政令と、それと単純に別個の手続ででき上がった省令と政令とは違う

わけで、この点、この解釈のところは、委任ということを理解した上で解釈しているのかどうか、今ちょっと会長の話を聞いていて、さらなる疑問が出てきたのですが。余りここで細かく入っちゃうと先進まないの、やめておきます。

○内山会長 省令、規則というのは、法律の委任に基づかずに、例えば仕事の内容をこうしようというふうな、法務省であれば法務省独自の権限に基づいて規則を制定することもできますけれども、法律の委任に基づいて規則を制定することもできる。

その委任に基づいて制定された規則は法律と同じ効力を持つというのが、いってみれば普通の解釈なのですけれども。ここでは、慎重の上にも慎重を期して諮問をいただいていると、そういうふうに整理をさせていただきました。

ということでございますから、これ逆説的に言えば、その諮問について法律に基づく規則の規定に反して、これに従わずにこのような外部結合をしないということになりますと、いってみれば、文京区は法令違反の事務を行っているという評価を受けるということにもならない、なりかねないということです。

それで、さらに個人情報保護条例でいいますと、15条の3の1項の2号ですと、区民福祉の向上に資し、かつ個人情報の保護について適切な措置が講じられている場合において、あらかじめ審議会の意見を聞いて提供するということになるわけですけれども、まずは、区民福祉の向上というのは、戸籍事務が瑕疵なく運営されるということは、いってみれば区民福祉の向上に資するというように評価できると思いますが、個人情報保護について適切な措置が講じられているという、そのことについての説明をいただければ、いただいた上で同意をするかどうかのご判断をいただきたいと思っておりますけれども。

その上で、先ほど言ったLGWANと法務省のNWと、それからもう一つは戸籍副本データ管理センター、そのことのセキュリティーが万全になっているということについて、担当課長さんからご説明をいただきたいと。なっていると思っておりますからいいのですけれども。

○戸籍住民課長 戸籍情報システムにつきましては、平成20年に稼働させていただきました。その前の準備段階等で十分なセキュリティーシステムを構築してございます。

それから、戸籍副本データ管理センターにつきましては、法務省のほうでも情報セキュリティーについての十分な対応をとるという形で準備を進めてございまして、この部分につきましても、LGWANを当然使って、ほかの回線じゃなくて専用回線という形でのやりとりを行うという形で、セキュリティーに万全を期して行っているというところでございます。

○内山会長 ということで、条例15条の3の1項2号の要件は満たしているというふうにご説

明をいただいたということにいたしまして、その上でさらにご質問、ご意見があればいただきたいと存じます。

○前田委員 もう少し、さらにシステムについてちょっと。

○内山会長 どうぞ。

○前田委員 諮問書の最後の2段ですかね、現行では云々というところに、変更後においては、管轄法務局とネットワークでつながった法務省によるって書いてあるのですけれども、このシステム概要の図を見るときに、変更後は市区町村から直接、法務省の戸籍副本データ管理センターに行くのですか。それとも、管轄法務局から法務省のデータ管理センターに行くのでしょうか。その辺ちょっと。

つまり、管轄法務局を挟んで法務省に行くのか、それとも市区町村が直接、法務省にデータを送信するのか。つまり、災害を考えたときには、間に管轄法務局をかます必要はないわけで、直接、副本の管理を法務省のデータに入れてしまえば足りると思うのですけれども。

○戸籍住民課長 こちらのほうは、直接、副本データ管理センターのほうに行く形になりますので、東日本の場合は関西地区のほうに行くという形で、システム的にはそうなります。管轄法務局は、別の法務省の専用回線でそこに、こちらでいくとのぞきに行くというか、参照しに行くというようなシステムの形になってございます。

○前田委員 じゃ、管轄法務局を挟んで法務省はデータを取得するということですね。

○戸籍住民課長 そうです。管轄法務局がそこで確認をとるという形になります。副本データ管理センターを真ん中に置いて、この図のとおりの形で、両方から行くというような形でございます。

○前田委員 とすると、送信について、例えば毎日ということなのですが、何時に送信するのかわかりませんが、それは一瞬のうちに法務局につながると考えていいのですかね。いや、その管轄法務局と市区町村が壊滅的なダメージを受けたときに、その直前までの情報というのは法務省に行っていると考えていいのですか。

○戸籍住民課長 データ量にもよると思うのですが、私どもは、データを最初に送るときは相当な時間がかかると思うのですが、日々の更新の移動分を送るという形ですので、日々、例えば本日来たら翌日になるか夜になるかわかりませんが、その時間帯に送ると一瞬のうちに送られるという形で考えております。

○前田委員 その一瞬のうちというのは、一瞬のうちに法務省に送られるということですか。そういう理解でいいのですね。

○戸籍住民課長 副本データ管理センターのほうへ送られるという、はい。

○前田委員 はい。

○内山会長 ついでに、もう一つだけだめ押しをさせていただきますと、資料第2の4のところで、提供する個人情報の範囲と書いてあって、①から③までが限定して書いてありますけれども、国籍事務ですと、例えば戸籍の附票と住民票にかわるようなものがついていると思うのですけれども、戸籍の附票は送らないのですね。

○戸籍住民課長 附票は、住民基本台帳法のほうになってしまいますので、こちらのほうは出生事項とか婚姻事項と、これはあくまでもまずは例示でございます。この3事項だけでなく、ほかのその他もろもろの異動事項があれば、それもその中で必要な事項を送るという形になりますので。

○内山会長 ①から③までは限定ではなくて、戸籍事務の主な標目だということですか。

○戸籍住民課長 そうです。

○内山会長 そうしますと、犯歴カードというのですか、犯罪者カードも戸籍事務の中ですから、それは送るということになるのでしょうか。

○戸籍住民課長 戸籍法に規定されている業務ということでは、養子縁組とかそういうものもございますので、そういうもののデータも、当然、副本管理センターのほうにお送りする形になります。

○内山会長 そうですか、はい。

戸籍法に規定されている情報については、1から3に限らず全てのものがその制度の中で取り扱おうと。

○戸籍住民課長 こちらの、はい。

○内山会長 ということで、ご質問はいただきましたが、このことについてほかにご意見、ご質問が……

○渡辺委員 ちょっといいですか。

○内山会長 はい、どうぞ。

○渡辺委員 この戸籍副本データ管理センター2カ所、今お話のあったところで、東日本のデータは関西、で、西日本のデータについては北海道にという説明、それも非常にいいなと思ったのですが、実際、この管理センターってどの程度の施設なのか。もちろん場所は特定されないし、誰にもわからないのであろうし。

あとは、その位置づけというか、これは法務省の管轄の施設なのか、実際に運営しているの

は役人さんというか、法務省の職員さんが運営に携わるのだらうけれども、実際にこういうシステム管理を運営するとなると、やっぱり民間のコンピューター会社の方が実質これを仕切るような形になっていて、どのくらいの人が、民間人も含めてね、このデータに触れていくのかという部分になると、その辺の人的なセキュリティーってどうやってやっていくのかなというのが、ちょっとわからないので、見てきてもわからないので。

○戸籍住民課長 法務省のほうから、そういうちょっと細かい情報についてはないのですね。あくまでも、そういう2カ所に分けてやりますよと、安全性は図りますよというところなのです。

○渡辺委員 実際に、うちにある情報処理の端末というかシステムそのものだって、民間のいわゆるコンピューター会社に委託をして運用されているというのが実態ですよ。そこでは厳しいセキュリティーがかけられて、目に触れない、情報が外に出ないというのはセキュリティーがされていると思うのですが、これだけ膨大な量のデータをどうやって管理運営していくのかというのは、役人さんだけじゃできないので、そこにどうやって民間の手が入って、どういうセキュリティーをやっているのかというのは、ちょっとやっぱりしっかりやってほしいなという。

○戸籍住民課長 一応このシステムを構築するためには、やはり民間の企業の方が当然、システム構築されておりますので、そういうところはしっかりと法務省にセキュリティーに対して万全を期するという形で、私どもも要望させていただきたいと思っております。

○渡辺委員 その辺がやっぱり非常に懸念というか、やってもらいたいなということですね。

○内山会長 運営の詳細については、文京区民も知らされないということですか。法務省の責任において、セキュリティーは管理していると。

○戸籍住民課長 法務省の規則というか規定に基づいた形での、万全を期するという形になってございます。

○内山会長 どこの会社に運営を委託していて、その職員が誰かというふうなことまでは、文京区には知らされていないということですね。

○戸籍住民課長 運営委託については、そうです、まだその部分は。システム会社が決まったというのは聞いてございますけれども、その運営、その部分をどういう形で運営するかというのは、そこまでは細かいところまではちょっと情報としては来てございません。

○内山会長 それを明らかにすること自体が、セキュリティー上問題かもしれませんから。

○渡辺委員 ぜひお願いしますということで、セキュリティー管理については、そういうとこ

ろから情報が漏えいすることがないように、お願いしたいということです。

○内山会長 もう一点、いわば諮問の一番大事なところ。個人情報保護についてですね。適切な措置を講じられると、講じてほしいと、そうでなければ困るということですが、どうでしょうか。

○杉原委員 その辺、ちょっとよろしいですか。

○内山会長 はい。

○杉原委員 管理センターのバックアップを日次でとることに変わったということだと思のですが、今まで年に1回磁気ディスクで送っているものは、法務局に送っていたわけですね。それはもう中止する、やめるという。

○戸籍住民課長 通信回線を使って送る、まだ戸籍の情報システムを採用していない自治体もごございますので、そういうところについては、当然、事実、持っていくという形になりますが、電算化されているところにつきましては、こういう形で持っていくのではなくて、電気通信回線を使って送りなさいという形になります。

○杉原委員 日々のあれでもって日次でやるから、あとはこちらのほうは任せてくださいという、そういう感じになるのですかね。

○戸籍住民課長 終わったものは通信回線で送りなさいよという形だけで、あとは本当にそういう、そういう部分だけということになります。

○杉原委員 今までは多分テープを使っていたと思うのですが、ある面で震災後に磁気テープの安全性というのが再認識された部分もあるので、これ、年に1回だったらなぜやめるのかなという部分をちょっと感じたので。それはもう向こうのほうに、要らないよというふうに言われているのでそのような措置をとるとい、そういうことですかね。

○戸籍住民課長 そうですね、テープでは持っていくということではなくなりますので。

○杉原委員 わかりました。

○内山会長 文京区では、要するに電子データ処理で戸籍事務を行っているのですね。

○戸籍住民課長 はい、平成20年から、この情報システムで行ってございます。

○内山会長 それでは、本日はご要望等はいただきましたが、結合自体に関して、諮問については適当であるというような感じで答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内山会長 それでは、その上であらかじめといいますか、答申案が用意されているようでご

ざいます。そのことについて説明をいただきたい、読み上げていただきたいです。

○総務課長 それでは、ただいまお手元に答申文の案をお配りさせていただきましたけれども、答申案を読み上げさせていただきます。

1、諮問事項。

戸籍副本データ管理システムによる個人情報の提供、外部結合について。

2、審議会の結論。

本件諮問に係る外部結合による個人情報の提供について、妥当なものと認める。

3、理由。

本件諮問は、現に戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の規定にのっとり行われている戸籍の副本の送付について、同省令の一部改正によりその方法を変更し、法務省による戸籍副本データ管理システムとの外部結合により行うこととなるものである。

大規模災害時における戸籍の完全滅失の防止、戸籍の正本滅失時の迅速な再製等を可能とし、区民福祉の向上に資するものであるが、戸籍という身分関係の証明の基礎となる極めてプライバシー性の高い情報を取り扱うものであるから、情報セキュリティ措置が講じられることを前提として、妥当なものと認める。

以上です。

○内山会長 答申案の最後のところで、「情報セキュリティ措置が講じられていることを前提として、妥当」というのは、セキュリティ措置が講じられたかどうかの確認は、実施機関といえますか、文京区長が確認をしていただくということを前提としてでございます。

答申案文について、御意見等があればお願いします。

渡辺委員、この程度の記載でよろしいですか。

○渡辺委員 結構です。

○内山会長 法務省には、さらなる厳重な管理をするように望むというふうなことを書き加えても一向に差し支えないと思いますけれども、よろしいでしょうか。それでは、ただいま読み上げていただいたとおりの答申をさせることについて、お諮りをさせていただきます。

この答申案文どおり答申するということがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、そのように提出させていただくことにいたします。

ということで、諮問案件議事については、審議を終了させていただきました。

9 その他

○内山会長 続きまして、次第の8、その他ということですが、事務局で何かご用意はあるのですか。

○総務課長 本日につきましては、その他では特段ございません。

○内山会長 そうですか。はい、わかりました。

審議は終了するということになりますけれども、この時点で委員の皆様方からご発言があれば承っておきます。

10 閉会

○内山会長 なければ、その他もないということを確認した上で、本日の審議会はこれで終了させていただきます。

長い間ご苦労さまでした。ありがとうございました。